

経済産業大臣 殿

10 k W以上50 k W未満の太陽光発電事業計画変更認定申請書



再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定に基づき、認定計画について変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。



担当経済産業局(注4)





認定	言計區	11情報	(注	5)	

6	7
---	---

/ c	2 1	١
ľc	,	,
/	_	

	-		
	_	Л	ı
16	г	n	

変更項目	変更前	変更の 有無	変更後	変更 理由	備考
事業者名 (注6)	ケイザイ産業株式会社	■有□無	MET I 株式会社		□税七条にす人 大第二四定法 の規る
課税事業 者の該否 (注7)	□課税事業者に該当する (消費税を申告・納税されている方) □インボイス 発行事業者に該当する (登録年月日) 年月日 ■課税事業者に該当しない(消費税を申告・納付されていない方)	■有□無	■課税事業者に該当する (消費税を申告・納税されている方) 年月日 □課税事業者に該当しない(消費税を申告・納付されていない方) (インボイス登録取消又は失効年月日) 年月日		
法/イス 番ン 発者 登 注 名 (注 9)	000000000000	■有□無	11111111111111/インボイス発行事業 者の登録番号(Tを除いた数字13桁)	(1)	
法人の代 表者氏名 (注9)	役職 代表取締役 氏名 経済	■有□無	役職 代表取締役 氏名 経済 五郎		
	役職 取締役 氏名 経済	■有□無	役職 取締役 氏名 経済		
法人の役 員氏名 (注9)	役職 氏名	□有 □無	役職 氏名		
	役職 氏名	□有□無	役職 氏名		
密接関係 者(注1 0)		□有■無			
事業者の 住所(注 9)	(〒 100-0011) 東京都千代田区霞が関1-2-2	■有□無	(〒 100-0013)東京都千代田区霞が関2-2-2		
発電設備 の区分 (注11)		□有■無			
発電設備 の出力 (kW) (注12)	100.0	■有□無	150.0	□電力 会社都 合 □上記 以外	
最大受電 電力(k W) (注13)	□ 発電側託送供給料金の支払者	□有■無	□ 発電側託送供給料金の支払者		

パワッカーコショー・ショー・シの転機無	■ 有(100.0 kW) (自立運転機能 10.0 kW) □ 無	■有□無	■ 有(150.0 kW) (自立運転機能 15.0 kW)
給電用コ ンセント の有無	□有 □無	□有■無	□有 □ 無 13
発電設備 の名称 (注9)		□有■無	
発電設備 の設置場 所(注1 4)	(〒100-0013) 東京都千代田区霞が関1-2-2	■有□無	(〒100-0013) 東京都千代田区霞が関2-2-2
事業区域 の面積 (㎡)		□有■無	
を 大陽光備の 設備 で で に に に に に に に に に に に に に	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□有無	□ 上 と 世地
地用請一許予時可定	一時転用許可期間(見込み) 年 ○ 法第9条第4項に基準 一 法第9条第4項に基準 ののでは、3年にののでは、3年にのでは、3年にのでは、3年にでは、3年にでは、3年にでは、3年には、3年には、3年には、3年には、3年には、3年には、3年には、3年に	□有■無	一時転用許可期間(見込み) <u>年</u> □ 法第9条第4項に基づく 認定基づられる。3年にである。 こる支柱にでいる。2年にである。 には、3年にでは、3年にでは、3年にでは、3年にでは、3年には、3年には、3年には、3年には、3年には、3年には、3年には、3年に

16	製造 事業 者名		□有■無	□製造 事業者 都合 □上記 以外
	種類		□有■無	□製造 事業者 都合 □上記 以外
■池に係る事項	種類 	□真性変換効率 □実効変換効率	□有■無	□製造 事業者 都合 □上記 □上記 以外
注 1 6	型式 番号		□有■無	□別紙あり
	枚数 (枚)		□有■無	
	合計 出力 (kW)		□有■無	
配線 (注)	方法 1 7		□有■無	
自設設無		□ 有	□有 □無	自家発電
電気へ供える。	の電 給量		□有■無	
保守工		法人名(法人の場合)::ケイザイ 産業株式会社 責任者氏名:経済一郎 所属・役職(法人の場合):代表取 締 役社長 電話番号:() - 法人番号(法人の場合):000000000 0000	■ ■有 □無	法人名(法人の場合): METI株式 会社 責任者氏名: 経済 五郎 所属・役職(法人の場合)代表取締 役社長 電話番号: () ー 法人番号(法人の場合):111111111111111111111111111111111111
保守 及び 管理 (注	維持	(18)	□有■無	別紙のとおり

)							
接続契約締結日	年月日	3	□有□無	年 月 日		□契約再□続後締(接約後締再検の結注 の を を が を が は に で の は に り の は り り り り り り り り り り り り り り り り り	
補助金の 受給額 (円) (注21)			□有■無				
19	当該発電設備における発電電力量の見込み	105, 120 k W h <i>/</i> 年		当該発電設備における 発電電力量の見込み	k W h/年		
自家消費 ・地域消	み	31,536 k W h / 年 工場設備への供給		自家消費等の量の見込 み 自家消費等の用途	k W h/年		
費等計画 (注22)	前年の電力消費量(既 築建造物に発電設備	50,000 k W h / 年	■有□無	前年の電力消費 量(既築建造物に発電設備を設置 する場合)	k W h/年		
	自家消費等の比率	30%		自家消費等の比率	%		
	1,7,2,8,11,11,11,11,11,11,11,11,11,11,11,11,1	無		特定供給の有無	無		
解体等に 要する費 用 (注2 4)	□外部積立て(法第1 ら第15条の16ま 方法により解体等積 てる場合をいう。以□ □内部積立て(法第1 基づき、解体等に表 でるための金銭を をいう。以下同じ。)	でに規定する 立 立 い し 。) 5 条 の 1 て に う て に る き う て れ た う り て れ た う れ た り れ た れ た た う れ た た り た り た り た り た り た り た り た り た り	□有□無	□外部積立て			
ドラ	インに従って適切に事業	を行うこと。	(注26	ライン並びに説明会及ひ) 関係法令(条例を含む。			•
守 特段	の理由がないのに当該認	定の申請に係る	る再生可	「能エネルギー発電設備を	用いて既に発行	電を開始	•
事 電力	いるものでないこと。 量を計測する電力量計は は速やかに報告すること	、計量法上の位	吏用の制	限を満たす電力量計を設	世置すること。	また、設	•
項運転			こは、変	更された調達期間により	この再生可能	エネルギ	•
注 発電		柵塀等の外側の	の見えや	ッ すい場所に標識を掲示す	ること。【2	0 kW未	•
5 安定		エネルギー発言	電事業を	行うために発電設備を適	切に保守点検	及び維持	•
-		設備にみだりに	こ近づく	ことがないよう、適切な	措置を講ずるこ	こと。	•

接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。							
	再生可能エネ	ルギータ	発電事業に関する情報について、経済産	業大臣に対して正確に提供すること。	•		
当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも30%について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。【20kW未満の屋根設置かつ建物の種類が共同住宅の太陽光発電設備を除く】							
	遵守し適切に	行うこと			•		
	使用前自己確	認結果局	までに検査済証の写し、建物の登記事項 届出書の写し及び太陽電池の全てが屋根 设置太陽光発電設備の場合のみ】	証明書、工事計画(変更)届出書又は に設けられていることを示す写真を提	•		
	書類の種類	添付の 有無	変更後書類名	変更理由	備考		
	①写票証籍はの(っ人本8) 民、載書本籍ず人は記(票住事、、抄れに、簿注 の民項戸又本かあ法謄2	② 1 有□無	法人登記簿謄本				
活	②印鑑証明 書(注28)	■有□無					
添付書	③発電設備 の設置場所 に係る登記 簿謄本(注 28)	■有 □無	全部事項証明書				
類	④土地の取 得を証する 書類等(注 29)	■有□無	不動産売買契約書				
注 2 7)	⑤建物所有 者の同意書 (屋根設置 の太陽光発 電設備のみ) (注30	□有■無	法 人 登 記 簿 謄 本				
	⑥検査済証 の写し(屋 根設置太陽 光発電設備 のみ)(注 31)(注 32)	□有□無					
	⑦建物の登 記事項証明 書(屋根設 置太陽光発 電設備のみ)(注31	□有□無					

			-	
⑧届使確出(太設に)事書前結の根光の根光の根光の3直は己届し置電)のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2のは2	□有 □無			
⑨の根れと面(太設に 太全にてを及屋陽備光の表別ではいって、一根がけるす写設発みのででは、一根がある。一根がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。一般がある。<!--</td--><td>□有□無</td><td></td><td></td><td></td>	□有□無			
⑩発電設備 の内容を証 する書類 (注35)	■有□無	・パワーコンディショナー仕様書 ・発電出力制御の方法を証する書類		
⑪構造図	■有□無	設備(太陽光モジュール等)配置図		
迎配線図	■有□無	単線結線図		
[®] 接続の同 意を証する 書類の写し (注36)	■有□無	接続契約書		
	■有□無	事業実施体制図		
⑤事業実施体制図(注38)	■有□無	・パワーコンディショナー仕様書 ・発電出力制御の方法を証する書類		
⑯関係法令 手続状況報 告書(注3 9)	□有□無			
⑪森可記 森可記 本のを ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	□有□無			
18 及土の得す可要(宅び等許状書取な実制のを(が合う)が合うが合うになる。 (おんり) はない (おんり) はない (おんり) はない (おんり) はない (おんり) はない (おんり) はない (おんり)	□有□無			
⑩砂防法の 処分に が が は り が り り り り り り り り り り り り り り り	□有□無			

9)			
20地 等等 が が が が が の を に が が る に が る に が る に が る い る い う い り い り る り る り る り る り る り り り り り り り	□有□無		
②のる止法のを(が合)のる止法のを(が合)を(が合)が合うででは、では、のでででででででででででででででででででででででできる。 かんしゅう かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんし	□有 □無		
②再事 電場界 車場 地境の が の の の の で で で で で で で で で で で で で で	□有□無		
②の囲市前っ類市見類) 即住に町相た及町に(地のいにをの当の名4 地のいにをの当のる4 は範で事行書該意書の	□有□無		
御開は措し布回治し体掲類)の又知施配は自若治へ書のの又知施配は自若治へ書のの工知施配は自若治へ書の	□有□無		
②開集 説解 関果 関果 地の のを 周住 が の が の に の の が の が は の が の が は の が に の が に の が に の が に の が に の が に の に が に の に に に の に に に 。 に に に に に に に に に に に に に	□有□無		

②説明会 おける配 資料(注 O)	布 □有		
②説席は昔し範のかに注40	簿周実象分 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
総説明会議事録(40)			
②開事置にたびに答) 別の場所を問実け問該す注注の受質当対(())	は措後け及問回の		
⑩ 報報事明告書は措置告書(注(注(注	又 □ 有 □無		
③補助金 返還した とを証す 書類 (注 2	こる □有		
③受給れたする (注3)	こ る □有 発 ■無		
33その他	一無	事業譲渡契約書	
34その他		公図	
③5 その他 (注42			

- (注1)
- (注2)
- 法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。変更前の認定計画を記載すること。 変更前の認定計画を記載すること。 運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続(変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出)をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。 A:北海道経済産業局、B:東北経済産業局、C:関東経済産業局、D:中部経済産業局、E:近畿経済産業局、F:中国経済産業局、G:四国経済産業局、H:九州経済産業局、 (注3)
- (注4)

I:内閣府沖縄総合事務局

- 変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び (注5)
- 戦機以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにデェックし、変更内容及の変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。 事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して変更後の事業者が申請を行うこと。なお、同一の事業者で、個人の氏名若しくは法人等の名称変更により事業者名を変更する場合や会社の分割若しくは吸収合併により事業者名を変更する場合は、変更後に様式第6により届け出ること。 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者でなって、同社第4条第一項本の規定により消費税を納める義務がある事業者でなって、同社第4条第一項本の規定により消費税を納める義務がある事業者でなって、同社第4条第一項本の規定により消費税を納める表表が金融される事業者である。 (注6)
- (注7) 業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でな い場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックすること。その上で、「課税事業者に該 当する」場合には、インボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)としての登録を受けた事業
- 者に該当することを確認の上、チェックをすること。
 法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知され (注8) る13桁の法人番号を、インボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)の登録番号については、 「T」(ローマ字)を除いた13桁の数字を記載すること。
- 本様式による事業者名の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により申請すること。それ (注9)
- 以外の場合は、様式第6により届け出ること。 (注10) 事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。 (注11) 発電設備の区分は記号にて記載すること。ただし、変更前の発電設備の区分がすでに廃止されている場合は、廃止された区分の記号を記載すること。 (注12) 発電設備の出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第1位(小数第2位切捨て)
- まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディシ ョナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、変更後の出力が、 出力が10kW未満となる場合は様式第4、出力が50kW以上となる場合は様式第3により申 請すること。また、電力会社による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあっては、変更理由欄の「電力会社都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を 提出すること。
- (注13) 発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備 上利用できる電力の最大値を記載すること。
- (注14) 地番の追加・削除又は発電設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合、全ての設置 場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。市町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所の表記に変更がある場合は、様式第5又は様式第5の 2により届け出ること。
- (注15) 屋根設置又は地上設置に変更がある場合に記載すること。
- (注16) 太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あ り」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変 換効率」及び「型式番号」を記載すること。

太陽電池の種類は次の記号にて記載するこ

A1:単結晶のシリコンを用いた太陽電池

A2: 多結晶のシリコンを用いた太陽電池

B:薄膜半導体を用いた太陽電池

C: 化合物半導体を用いた太陽電池

「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチ 変更前の変換効率は、 エックを付すこと。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。

太陽電池の合計出力は小数第1位(小数第2位切捨て)まで記載すること。

(注17) 配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。

Z:全量配線

Y: 余剰配線

- (注18) 会社分割、合併による同一の保守点検責任者の社名変更の場合又は社内異動、相続による保守点 検責任者の変更の場合は、変更後に様式第6により届け出ること。
- 事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載する こと。なお、変更後の具体的な保守点検及び維持管理計画を、別紙として作成し、添付すること。
- (注20) 接続契約解約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日が変更される場 合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約解約後の再締結に該当するのは、工事費 負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後に再締結する場合で、再接続検討後の再締結に該当するのは、事業者起因による接続先の送電系統の変更(移設の場合を除く)、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後に再締結する場合にある。
- (注21) 発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事

業者支援対策費補助金」又は「新エネルギー事業者支援対策費補助金」の受給を受けていた場合 で、これらの補助金を返還する場合には、返還額を差し引いた受給額に変更すること。その際、 返還後に当該補助金が返還されたことが分かる書類を添付すること

- (注22) 発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給を自家消費等という。既築 建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年 (法第9条第1項に基づく認定申請の日から溯って1年間)の電力消費量を証明できるものを併 せて提出すること
- (注23) 特定供給とは、電気事業法第27条の33第1項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る 電気の供給をいう。
- (注24) 解体等に要する費用を積み立てる方法は、外部積立てとなる。
- (注25) 事業者を変更し、右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこ
- (注26) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際の
- ガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。 (注27) 認定計画の内容の変更に応じて、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「無」のボックスにチェックを付すこと。
- (注28) 公的機関の発行する書類については、申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された 原本に限る。
- (注29) 登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付するこ
- (注30) 建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
- (注31) 申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場 合には、運転開始時までに提出すること。 (注32)検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記
- 載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国 土交通省令第6号)第1条第1号に規定するA構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)第3条第3項又は第4条第1項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書(副本)の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。
- (注33) 工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関す る工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の 写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
- (注34) 写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始時までに提出すること。
- (注35) 設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類(発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証 する書類等)を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽 電池の仕様書は添付不要
- (注36)発電設備の出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。
- (注37) 接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書 類を添付すること。
- (注38) 当該申請(提出)に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制(保守点検会 社等の事業実施関連会社や、申請者(提出者)が法人である場合には密接関係者)を明らかにす る書類を添付すること
- (注39) 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる 書類を添付すること。第4条の2第2項第7号の2に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可 等の処分(宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可を含む。)が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること(注40)説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した
- 場合に添付すること。
- (注41) 事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合 に添付すること。
- (注42) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とするこ

記載方法

記製刀伝			
No	項目	必須有無	記 入 内 容
1	_	_	・認定された再生可能エネルギー発電事業計画について、以下の「変更内容ご
			との変更手続の整理表」で変更認定申請が必要とされている項目について
			は、本様式により申請してください。
			https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/d
			1/fit_2017/henkou_seirihyou.pdf
2	_	必須項目	・申請書の提出日を記入します。
3	申請	必須項目	・申請者の事業者情報を記入します。
(注1	者情報		・住所(法人の場合は登記すべき本店又は主たる事務所の所在地)、氏名(法
)			人の場合は法人名称(登記簿上の名称)及び代表者の役職名、氏名)には、
			ふりがな(ひらがな)を付し、印鑑を押印します(法人の場合は代表者の登
			記印)。
			・電話番号は、日中に申請者に連絡がとれる電話番号を記入してください。
			・事業者の主体の変更の場合は、変更後の事業者情報を記入します。
			※事業者を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、承諾を得た事
			実を証する書類と印鑑登録証明書(印鑑証明書)を添付し、変更後の事業者
			が申請を行います。
4	変更対象	必須項目	・変更する事業計画の設備ID (識別番号)、発電設備の名称、発電設備の出
(注2	事業計画		力(kW)、発電設備の設置場所、運転開始の有無を記入します。
) (注3			・運転開始後を選択した場合は、受給が開始されたことを証する電力会社発行
)			の書類を提出してください。
(5)	担当	必須項目	・申請書を提出する担当経済産業局の記号(申請書内(注4)より選択)を記
(注4	経済産業局		入します。
)	- 	\200 LD \4 AT	
⑥ (注 5	変更前	選択必須	・認定計画情報を変更する項目について、変更前の情報を記入します。
)	情報	項目 	
7	変更の	必須項目	・認定計画情報の各項目について、変更する場合は「有」を選択、変更しない
(注5	有無		場合は「無」を選択し、チェックを付します。
)			
()	変更後	選択必須	・認定計画情報を変更する項目について、変更後の情報を記入します。
(注 5)	情報	項目	※子メーターを設置する場合、電気事業者への電気供給量の計測方法の欄に
			「子メーター計測」と記入するとともに、変更前の計測方法は「単独計測」
			と記入してください。
⑨ (注5	変更	必須項目	・変更理由を簡潔に記入します。変更理由がチェック項目に該当する場合はチャイル・トト
(在5	理由		ェックを付します。

(10)	備考	任意項目	・認定計画情報について記載すべき事項があれば記入します。
(注5	VIII 3		・添付書類においては、変更前・変更後両方の書類を提出する場合には、その
)			旨を記入します。
			・事業者が、地方税法第72条の4に規定する法人に該当する場合には「地方
			税法第七十二条の四に規定する法人」にチェックを付します。
			(地方税法第72条の4に規定する法人)
			- 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特例区その他政令で
			定める公共団体
			- 地方独立行政法人
			- 法人税法別表第一に規定する独立行政法人
			- 国立大学法人等及び日本司法支援センター
			- 沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融
			公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及
			び地方公共団体金融機構法 (平成十九年法律第六十四号) に規定する地方
			公共団体金融機構
			- 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下
			水道事業団
(1)	・法人番号	必須項目	・法人番号は13桁の数字を記入します。詳しくは以下のURLをご参照くださ
(注8	・インボイス	(法人の	V \ .
) (注	発行事業者の	場合)	国税庁法人番号公表サイト
9)	登録番号	~ /	https://www.hou.jin-bangou.nta.go.jp/
_ ,			・課税事業者(消費税を申告・納付されている方)に該当する場合は、Tを除
			いた数字13桁のインボイス登録番号を記入します。詳しくは以下のURLを
			ご参照ください。
			国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト
			https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/
			・2023年度以降の新規認定については、課税事業者はインボイス発行事業
			者として登録を行うことが認定要件になりますのでご注意ください。
(12)	パワーコンデ	選択必須	・設置するパワーコンディショナーの自立運転機能の有無及びその内容につい
		項目	て変更がある場合、変更前後の内容を記入します。
	自立運転機能	, A P	CONTRACTOR OF MILE CHILLS OF 10
	の上海域能		
	有無		
(13)	 給電用コンセ	選択必須	・給電用コンセントの有無について変更がある場合、変更前後の内容を記入し
40	和 电	項目	ます。
<u>(14)</u>	太陽光発電設	選択必須	・屋根設置若しくは地上設置のうち該当する項目を選択してチェックを付しま
(注1	備の設置形態	選択必須 項目	・ 全 依
5)		快日	У o
15	農地一時転用	選択必須	・営農型太陽光発電設備を設置する場合に必要となる農地一時転用許可申請に
	許可申請予定 の有無	項目	関して、該当する項目を選択してチェックを付します。
	V/行 ボ	<u> </u>	Man 11 Will V & VID Cycle (17 1-17 V C II 0 00 V 0

億 (注1 6)	太陽電池に係 る事項	選択必須項目	 ・太陽電池の製造事業者名、種類、変換効率、型式番号、枚数、合計出力を記入します。 ・変換効率については、(注16)を参考とし、備考欄において該当する項目を選択してチェックを付します。 ・添付書類は以下のとおりです。 ① 構造図(設備配置図) ② 配線図
1	自家発電設備 等の設置の 有無	選択必須項目	・自家発電設備等の設置の有無について変更する場合、自家発電設備等の種類、設置する位置、区分計量の可否について該当箇所にチェックを付します。
® (注1 9)	保守点検及び 維持管理計画	選択必須項目	・保守点検及び維持管理計画に記載された点検項目、実施スケジュール等に変更がある場合、次の書類を別紙で作成し添付します。 一変更事項の変更前及び変更後の比較表。比較表には変更理由を記入します。 一変更後の保守点検又は維持管理計画表
⑨ (注2 2)	自家消費等 計画	選択必須項目	・発電出力の変更等に伴って自家消費等計画を変更する場合、変更前後の計画 の内容を記載します。
②) (注2 5)	遵守 事項	必須項目	・事業者の主体の変更の場合は、遵守することに同意する項目にチェックを付 します。
21)	添付の 有無	必須項目	・提出書類について、前回の提出書類を変更する場合は「有」を選択、変更し ない場合は「無」を選択し、チェックを付します。
22	添付 書類	選択必須 事項	 変更内容に応じて必要な添付書類名を記入します。 ・添付書類は以下の「変更内容ごとの変更手続の整理表」を参照ください。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving and new/saiene/kaitori/dl/fit 2017/henkou seirihyou.pdf